



シェイクハンド

第62号
R3.5

～静岡県訪問看護ステーション協議会便り～

なやみは半分、よろこび倍増

さあ みんなで手をつなごう!!

令和3年度介護報酬改定について

静岡県訪問看護ステーション協議会 副会長 上野 桂子

会員の皆さまこんにちは！新型コロナウイルス感染症関連で振り回されながらも無事新年度を迎えられたことと推察いたします。このような時だからこそ訪問看護のスペシャリストとして多くの期待を背負って活動していることに敬意を表します。

令和3年の改定率は、全体で+0.70%であり、そのうち0.05%は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（令和3年9月末まで）であり実質的な改定率は+0.65%です。

改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「①感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る、とされました。

今回の報酬改定が例年と異なる点としては、訪問看護ステーションを含む全サービスに義務化される改定項目があることです。新型コロナウイルスをはじめとする「感染症対策の強化」、災害や感染症が発生した場合の「業務継続に向けた取組の強化」、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点からの「高齢者虐待防止推進」が義務づけられます。いずれも3年間の経過措置期間が設けられていますが、各事業所はマニュアル等の点検整備することが急務となるのではないのでしょうか。

その他にも問題が顕在化したハラスメントに関する対策やCHASE・VISITによる科学的介護の推進などが、訪問看護ステーションに求められることとなりました。

訪問看護に係る改定としては次の内容が示されました。

- ・（介護予防）訪問看護費の見直し
- ・「退院当日の訪問看護」の実施
- ・「看護体制強化加算」の点数と要件の見直し
- ・「サービス提供体制強化加算」の新たな評価
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護（介護予防）の評価や提供回数等の適正化
- ・特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ・サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ・短期入所生活介護に看護職員を配置しなかった場合、医療的ケアの必要な利用者編対応の充実のため訪問看護ステーションが連携

以上のように・基本報酬・加算・基準（取組の強化）・ルールの柔軟化・算定ルール等の変更等がありま



す。報酬改定の内容は以下となります。

また、ここでは略しますが、訪問看護に関連する居宅介護支援・通所療養介護、看護小規模多機能等々も改定項目がありますので、訪問看護も含めて詳細は厚生労働省ホームページで示されていますので、一読することをお勧め致します。

※厚生労働省ホームページ

- ・令和3年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

- ・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料（介護報酬改定）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000076613_00001.html

1 (介護予防) 訪問看護費の見直し

| <現行> | <改定後> |
|---|---|
| <p>訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 20分未満312単位 (2) 30分未満469単位 (3) 30分以上1時間未満819単位 (4) 1時間以上1時間30分未満1,122単位 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合297単位 <p>※1日3回以上の場合は90/100</p> | <p>訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 20分未満<u>313</u>単位 (2) 30分未満<u>470</u>単位 (3) 30分以上1時間未満<u>821</u>単位 (4) 1時間以上1時間30分未満<u>1,125</u>単位 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合293単位 <p>※1日3回以上の場合は90/100</p> |
| <p>介護予防訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 20分未満301単位 (2) 30分未満449単位 (3) 30分以上1時間未満790単位 (4) 1時間以上1時間30分未満1,084単位 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合287単位 <p>※1日3回以上の場合は90/100</p> | <p>介護予防訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 20分未満<u>302</u>単位 (2) 30分未満<u>450</u>単位 (3) 30分以上1時間未満<u>792</u>単位 (4) 1時間以上1時間30分未満<u>1,087</u>単位 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合283単位 <p>※1日3回以上の場合は<u>50/100</u></p> <p>※(5)について利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、<u>1回につき5単位を減算する（新設）</u></p> |

※令和3年4月1日から9月30日までの間は1000分の1001に相当する単位数を算定

2 退院当日の訪問看護

利用者のニーズに対応し在宅での療養環境を早期に整える観点から、退院・退所当日の訪問看護について、現行の特別管理加算の対象に該当する者に加えて、診療報酬上の取扱いと同様に、主治の医師が必要と認める場合は算定を可能とする。

3 看護体制強化加算の見直し

訪問看護の看護体制強化加算について、医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える観



点から見直しを行う。

ア 利用者の実態等も踏まえて、「特別管理加算を算定した割合30%以上」の要件を、「20%以上」に見直す。この際、当該要件緩和や、介護予防訪問看護についてはターミナルケア加算の要件が含まれていないことを踏まえて、訪問看護の看護体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）並びに介護予防訪問看護の看護体制強化加算の評価の見直しを行う。

イ サービスの継続性に配慮しつつ、指定（介護予防）訪問看護の提供に当たる従業員に占める看護職員の割合を6割以上とする要件を新たに設ける。その際、2年の経過措置期間を設けることとする。

| ＜現行＞ | ＜改定後＞ |
|-------------------|-------------------|
| 訪問看護費 | 訪問看護費 |
| 看護体制強化加算（Ⅰ） 600単位 | 看護体制強化加算（Ⅰ） 550単位 |
| 看護体制強化加算（Ⅱ） 300単位 | 看護体制強化加算（Ⅱ） 200単位 |
| 介護予防訪問看護費 | 介護予防訪問看護費 |
| 看護体制強化加算 300単位 | 看護体制強化加算 100単位 |

算定要件等

〔看護体制強化加算〕

- ・算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合について、「100分の30以上」から「100分の20以上」に見直された。
- ・（介護予防）訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であることとする要件が設定（令和5年4月1日施行）された。

※令和5年3月末日時点で看護体制強化加算を算定している事業所であって、急な看護職員の退職等により看護職員6割以上の要件を満たせなくなった場合においては、指定権者に定期的に採用計画を提出することで、採用がなされるまでの間は同要件の適用を猶予される。

4 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

【★、訪問看護★、介護予防支援】

中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案（訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする）も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う等の対応を行う。

5 サービス提供体制強化加算の見直し

| ＜現行＞ | ＜改定後＞ |
|--------------|----------------------|
| 訪問看護費 | 訪問看護費 |
| サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算 |
| 6単位／回 | 勤続7年以上の者が30%以上 6単位／回 |
| （新設） | 勤続3年以上の者が30%以上 3単位／回 |

6 訪問看護の機能強化

訪問看護の機能強化を図る観点から、理学療法士等によるサービス提供の状況や他の介護サービス等との



役割分担も踏まえて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護及び介護予防訪問看護について、評価や提供回数等の見直しを行う。

| <現行> | <改定後> |
|--|--|
| 訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合297単位 ※1日3回以上の場合は90/100 介護予防訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合287単位 ※1日3回以上の場合は90/100 | 訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合293単位 ※1日3回以上の場合は90/100 介護予防訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合 (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合283単位 ※1日3回以上の場合は50/100 ※(5)について利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する(新設) |

算定要件等

[訪問看護費－理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合]

- ・実施した内容を訪問看護報告書に添付することとされた。
- ・対象者の範囲について訪問リハビリテーションと同様に「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」が追加された。

全サービス共通

1 感染症や災害への対応力強化（3年の経過措置）

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づけられる。

- ・感染症対策の指針の整備
- ・委員会の開催
- ・研修の実施
- ・訓練（シミュレーション）の実施

2 業務継続に向けた取組の強化（3年の経過措置）

全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけられる。

3 認知症に係る取組の情報公表の推進

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表すること

4 CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。

5 人員配置基準における両立支援への配慮

各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行われる。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。



- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- ・人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。

この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める【通知改正】

6 ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

7 会議や多職種連携におけるICTの活用

利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に、テレビ電話等を活用しての実施が認められる。また、利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施が認められる。

8 利用者への説明・同意等に係る見直し

要事項説明書等の利用者等への書面での説明・同意等について、電磁的記録による対応が原則認められる。利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除される。

9 員数の記載や変更届出の明確化

運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回でよい。

10 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。また、記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

11 運営規程等の掲示に係る見直し

運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

12 高齢者虐待防止の推進（3年の経過措置）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

13 地域区分

地域区分の特例と経過措置の適用について自治体に対する意向調査の結果を反映させる。

以上全サービスに共通な事項です。すでに取り組んでいるところもあると思いますが、指針の作成や委員会の開催等が義務化になっていることを念頭に整理・整備することが必要です。新型コロナウイルス感染症の収束の気配も見えない中、どのような状況下でも在宅の現場は訪問看護の私達に任せて！と日々頑張っている皆様へ感謝いたします。お忙しい現場ですが、今回の報酬改定が少しでも事業所の収益向上になるよう期待しているところです。



ステーション紹介

東部 訪問看護ステーションよろこび宮島

藤間 恵美

皆様こんにちは。訪問看護ステーションよろこび宮島です。

当ステーションは平成28年8月に開設し、今年で5年目になります。同敷地内に20床のサービス付き高齢者向け住宅と、看護小規模多機能型居宅介護を併設しております。スタッフは令和3年3月現在で看護師11名、介護士20名、ケアマネ1名、事務1名で活動しております。

訪問看護、看護小規模の両方からサービス提供が可能になる事により、さらに利用者に適したご提案が出来るよう日々努めております。

また、理念には「働きやすい職場、人と企業を結ぶ絆」を掲げています。職場内での働き方や雰囲気づくりを重視し、多職種が日々連携・情報共有をしながら「目配り・気配り・心配り」を大切に利用者の生活が少しでも豊かなものになるよう日々支援に当たって

おります。

開設当初は訪問看護の経験が初めての看護師もおりましたが、日々皆で利用者にとって何が必要なのかを話し合いケアに当たってまいりました。これからも利用者そして家族の思いを大切に、ご満足いただける支援を心掛けていきたいと思っております。

次は「訪問看護ステーション都富^{クニヨシ}」です。



中部 訪問看護ステーションはなうたの看護

望月 愛美



こんにちは、訪問看護ステーション「はなうたの看護」です。

当ステーションは2015年に開設し、6年目を迎え

ています。設立当初は訪問看護を経験したスタッフはおりませんでした。地域の皆さまに支えられながら、現在では看護師10名・作業療法士1名で在宅支援を行っております。

事業方針である「私たちはいかなるときも丁寧な対応を心がけ、真摯な態度で人と接し、思いやりをもって行動します」をモットーにスタッフ一同、日々活動しております。在宅に伺うことは利用される方々にとって受け入れにくいことであることを念頭におき、丁寧に接することで信頼関係を築き、思いやりをもつ

て接し「楽しみは何だろう」「不安に感じることは何だろう」と考え、在宅での生活を少しでも豊かに、そして安心して過ごせるよう努めております。



はなうたの会社カラーは「ピンク」です。カラーセラピーではピンクは愛し愛される色として、人と人、1対1で関わる訪問業務にぴったりであることからユニホームもピンク色です。利用者に家族から「ピンクの人がきたよ」と言ってもらえることもあり馴染むための橋掛けにもなっていると感じます。

日々、知識や技術の向上はもちろんの事、なによりも人間力を重視した考えを持ち、利用者や家族の立場や思いを理解しケアしていくことのむずかしさを感じながらも「もっとこうしたらよかった」「本当にこれでよかったのか」等の気持ちを抱き、チー

ムとして悩み、話し合いながら常に相談しあえる職場環境をつくっています。そして「こういうこともできるね、できたね」「それでよかったと思うよ、次はこうしてみよう」とお互いに前に進んでいけるような言葉かけを行い、そのあたたかな想いを利用者や家族へのケアや気配り心配りに繋げています。

利用者がその人らしく生活を送っていけるよう、今後も家族やケアマネージャー、医師、他職種との連携を図りながら、よりよいケアを提供していきたいと思います。

次は「訪問看護ステーションいちご」です。

西部 訪問看護ステーション上島

藤田 圭子

こんにちは。訪問看護ステーション上島です。当事業所は（有）マザーズナーシングケアが経営母体となり、鍼灸接骨院・居宅介護支援事業所・通所介護・地域密着型通所介護・訪問介護事業所・訪問リハビリマッサージ・トレーニングジムという事業所や施設を併設しています。当事業所は弊社の「私たちは一人ひとりが安心して快適な在宅生活を送れるように支援します」という経営理念に基づき平成18年に開設し、今年15年を迎えることができました。私たちを利用してよかったと思っただけのようなケアを提供できるように日々精進しています。

現在、看護師常勤2名、非常勤4名の事業所です。このうち4名が10年以上勤務しております。また子育てをしながら勤務している看護師も多くいて、仕事と子育てとの両立をしながらの仕事ができる職場であると思っています。当ステーションの目標としてはサービスを受ける利用者の満足度を上げることはもちろんですが、自分たちが生き生き笑顔で働く

ことができることを目標にしています。また、フットワーク良く緊急時は早急な対応をモットーにしています。他の居宅介護支援事業所からも「当ステーションに依頼してよかった。また依頼したい。」と信頼していただけるように利用者の気持ちを大切に対応しています。

数年前より看護学生の実習の受け入れも行っており、地域貢献とともに未来の看護師の育成に協力しています。

昨年より新型コロナウイルスの影響により、人との接触が極端に制限される日々が続いており、遠方に住む家族と会う機会も減り寂しさを感じている利用者も多くいらっしゃいます。家族に比べ私たちができることは微力なものですが、私たちの訪問・笑顔により少しでも孤独から解放され、前向きな気持ちで日々を安定した体調で乗り越えられるよう対応していきたいと思います。

次は「訪問看護ステーションすずかけ」です。



事務局より 

◆令和2年度総会・研修会

今年度の総会は6月20日（日）を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染が未だ収束には至っておりません。よって総会は昨年同様、理事等による最少人数での開催と致します。会員の皆様にはできる限り委任状を提出していただき、ご出席をお控えくださいますようお願い致します。また、総会後の全体研修会も中止致します。

会員の皆様には改めてお知らせを致しますが、ホームページにも詳細を掲載しますのでご覧ください。

◆精神科訪問看護研修

※精神科訪問看護基本療養費算定要件となる研修

（3日間の研修を終了した方には修了証を発行）

開催日時：令和3年6月 5日（土）9：30～17：45

7月 3日（土）9：30～17：30

7月24日（土）9：30～17：30

3日間開催

会場：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

定員：50名

参加費：会員 20,000円 非会員 40,000円

※詳細につきましては、研修の開催案内をご覧ください。

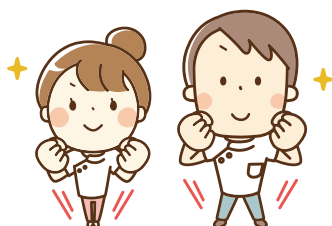
- 今年度は第3回目の利用者満足度調査を実施します。利用者の方々の評価や本音を知る機会となり、より良い訪問看護に繋げるための大事な調査です。事業所の評価にも活用できますのでご協力をよろしくお願い致します。
- 新任訪問看護師等育成研修は令和3年4月26日～令和4年2月28日の期間で随時行っています。受講料は無料ですので、ご希望の方は協議会までお問い合わせください。

お知らせ

- ★6月総会をもちまして上野桂子副会長が退任されます。26年の長きにわたり、ステーション協議会にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。
- ★東洋羽毛工業株式会社より寄付を頂戴しました。会員の皆様が在宅療養の最前線で頑張っておられることに対するの寄付だと思っています。

編集後記

変異種が確認され、終息が見えないコロナと日々戦っている皆様、ご苦労様です。
こんな時こそ皆で手をつなぎましょう。



シェイクハンドNo.62

2021年5月発行

発行所 一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション協議会
〒420-0839
静岡市葵区鷹匠3丁目6番3号
静岡県医師会館4階
Tel 054-297-3311
Fax 054-297-3312
e-mail sizuokahoumonst@cy.tnc.ne.jp

発行人
編集者

渡邊 昌子
木原 裕美（医療法人社団 静岡健生会）東部
原 とのこ（訪問看護ステーションあおむし）中部
東 ゆり（訪問看護ステーションあすなろ）西部